

広島地方最低賃金審議会  
令和6年度 第1回  
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件  
可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業  
最低賃金専門部会  
議事録

令和6年9月27日

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和6年度第1回広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年9月27日（金）14時54分～15時55分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

三井部会長、野北部会長代理

【労働者代表委員】

奥信委員、佐崎委員、東委員

【使用者代表委員】

長谷川委員、安田委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官  
森川給付調査官

4 議 事

（1） 部会長、部会長代理の選出について

（2） 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業最低賃金の改正決定  
について

（3） その他

議事

### 重弘室長補佐

それでは、定刻より早いのですが、今日出席予定の委員の方がそろわれましたので、ただいまから第1回広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「鉄鋼業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計7名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月19日から25日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に鉄鋼業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員の紹介)

### 重弘室長補佐

ありがとうございました。労働基準部長の木下より、御挨拶を申し上げます。

### 木下労働基準部長

皆様本日は令和6年度第1回鉄鋼業最低賃金専門部会開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、御多忙の中本日の専門部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から賃金行政の円滑、適正な運営に御尽力賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年度の特定最賃でございますが、労働者代表の方から鉄鋼業ほか7業種の申出が行われ、去る8月21日付けの本審で労働局長小沼の方から申出の8業種中、1業種を除く7業種の改正決定にかかる諮問をさせていただいた

ところでございます。

委員の皆様におかれましては、これから集中的な御審議をいただく訳でございますが、特定最賃につきましては、労使のイニシアティブの発揮、労使双方の御協力というのが不可欠でございます。

なにとぞ、全会一致の御決議を目指していただきまして、円滑な御審議をお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

### **重弘室長補佐**

それでは次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

### **重弘室長補佐**

ここでお手元の、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

議事（１）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

### **檀上賃金室長**

御報告申し上げます。鉄鋼業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議により、部会長候補として三井委員、部会長代理候補として野北委員が推挙されております。以上でございます。

### **重弘室長補佐**

ただいま、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

**重弘室長補佐**

ありがとうございます。では部会長に三井委員、部会長代理に野北委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置する)

**重弘室長補佐**

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

**三井部会長**

はい、ただいま部会長に選出いただきました三井でございます。

最近、最低賃金が世間の注目を浴びているところでございますが、この鉄鋼業も国の基幹産業という重要なところであります。ですから、できる限り世間の注目とか重要性を踏まえて、できる限りスムーズな審議進行を心掛け、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っておりますので、何とぞ皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛铸铁製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局の方から本日の資料説明をお願いいたします。

**栗林指導官**

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本鉄鋼業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃と略して申し上げたいと思います。

次に、審議に当たり御留意いただきたい事項について御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、「特定（産業別）最低賃金について」を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございしますが、本鉄鋼業最低賃金につきましては、配付しております令和6年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和6年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございしますが、本年8月21日の第556回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について、を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に、特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする、とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力、ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和5年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございまして、この表の左端に鉄鋼業がございします。

昨年、令和5年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額40円、時間額1,064円の答申をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

### 重弘室長補佐

続きまして、鉄鋼業最低賃金にかかる各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県鉄鋼業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料No.3、通し番号の15ページは、昨年の全国の鉄鋼業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の16ページからは、広島県内で実施した鉄鋼業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではなく、集計段階で母集団の数字に復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和6年6月支払分の賃金です。

通し番号22ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号23ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が10円刻み、1,200円以上は100円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号 24 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号 25 ページが鉄鋼業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

次の 27 ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額 1,064 円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号 28 ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり、影響率を 1 円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃 1,064 円を 1 円引き上げますと 5.6%に影響が出る（下回る）ことになります。

通し番号 29 ページが、平成 17 年度からの鉄鋼業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表となります。

私からの説明は以上となります。

### 三井部会長

はい、どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。ただいま事務局から資料についての説明がございましたが、これらにつきまして、何か皆様方御質問等がございますか。

労側よろしいでしょうか。

### 佐崎委員

はい。

### 三井部会長

使側よろしいでしょうか。

（質問なし）

### 三井部会長

それでは、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。

### 檀上室長

現在の他府県の結審状況ですけれども、3 件という状況となっております。

まず、北海道が現行 1030 円から 70 円引上げた 1,100 円、大阪府が現行

1,066 円から 54 円上げた 1,120 円、兵庫県が現行 1,065 円から 51 円上げた 1,116 円以上となっております。

**三井部会長**

ありがとうございました。ほか何件くらい審議中ですか。

**檀上室長**

審議中のところは把握しておりません。

**三井部会長**

とりあえず 3 件決まったと。

**檀上室長**

そうですね、ただいまの結審は 3 件です。

**三井部会長**

いずれも大幅に上がっているということでございます。

それでは、鉄鋼業最低賃金の改正決定につきまして、各側から意見表明いただきたいと思っておりますが、その前に各側意見表明のために協議の時間が必要か聞きたいと思うのですが。

労側いかがでしょうか。

**佐崎委員**

10 分お願いします。

**三井部会長**

10 分はい、使側いかがでしょうか。

**長谷川委員**

お願いします。

**三井部会長**

それでは 10 分ということで、今 15 分ですから 25 分を目途にお帰りいただきたいと思います

事務局別室の方へ御案内をお願いします。

(使側別室にて協議)

### 三井部会長

それでは両側お戻りいただきましたので、審議を再開したいと思います。

ここで御協議の結果を踏まえて、各側からの意見表明をお願いしたいと思うのですが、まず、労側からよろしくお願いします。

### 佐崎委員

はい、それでは労側の方から意見表明させていただきたいと思うのですが、まずは、昨今、特定最賃の必要性についていろいろ議論がある中で、今回もこうやって製鉄業の特定最賃の審議に入れたこと、まずこれについてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、これから労側委員それぞれから意見をさせていただこうかと思えます。まず初めにそれぞれの自社、職場の状況なども踏まえ、奥信委員、それから東委員から意見をさせていただき、最後に私の方から格差改善の観点で意見をさせていただこうかと思えます。

### 奥信委員

奥信の方から意見を言わせていただければと思います。よろしくお願いします。

まず、鉄鋼産業を取り巻く環境というところで、お話させていただきますと、昨年 2023 年の鉄鋼生産量は 8,684 万トンで、前年比 8%減という状況になっています。1 億トンを下回るのは 5 年連続、かつ 9,000 万トン を 2 年連続で下回っている状況です。

足元につきまして、自動車分野の方は、下期は堅調な回復という動向にありますが、土木、建築分野を中心に人手不足、資材高騰の影響で事業の先送りという状況が続いていると認識しています。

こうした足元の状況ですが、職場では年々増している猛暑日が続く、そういう中でもお客様の要望に応えるために、日夜製造業を守り続けているという認識でございます。

今回の主張のポイントに入らせていただきます。直面する課題といえば、昨年の専門部会でも触れさせていただきましたとおり、やはり社会問題と思っているのが人手不足と認識しています。

多くの企業では労働条件の魅力を高めたり、働きやすい職場環境づくりに着目しながら採用力の強化、定着率の向上の取組を進めています。我々 J F E スチールといたしましても、採用力の強化だとか、働き甲斐の向上につなげる施

策ということでも取組を進めていますし、2024 年春闘でも、職場全体の活力向上であったり、優秀な人材の確保・定着、さらには、物価上昇を踏まえた実質賃金の維持向上、相場賃金の確保といった視点で労使交渉を展開し、組合としては J F E 発足以降最高額の要求をし、その満額回答を勝ち取るような状況を労使で展開してきた次第でございます。

そうした中、県内に目を向けますと、先ほど言っていますように、人材獲得競争が今後も激化することが想定される中で、依然として 2024 年 6 月度の有効求人倍率を見ますと、中国 5 県が全体的に高い状況、売り手市場というのは変わっていませんし、総務省の人口移動報告を見ますと、広島県が、全国で最も転出超過が拡大した県と位置づけられており、こういうことは忘れてはならない点だと思っています。本年の専門部会につきましては、こうしたことを念頭に前向きな議論をしていく必要があると思っています。

労働組合の関係で言いますと、連合が 2023 年 1 月に公表していますが、学生を対象とした労働に関する調査結果が報告されています。卒業期に就職を希望する学生に、就職活動で重視する点と聞いていますが、やはり、高校生、高専生では達成感、充実感、次いで賃金給与が高いということが挙げられており大学生などでは一番高いのがやっぱり給与が高いことに着目されている。さらに、調査結果で特徴的な点は、全回答者に労働に関する言葉でイメージするのはなんですか、という問いかけに対して、ストライキ、労働組合が 1 位、2 位と来ておりますが、ほぼ同じような比率で最低賃金が挙げられている、ということ踏まえると、最低賃金の水準は最も分かりやすい処遇として、就職先の地域であったり、業種を選定する上で大きな指標になっていると言っても過言ではないと思っています。実際、我が家も同じように、兄弟で最低賃金のことを話題にしている姿を見ますと、その裏付けがあったのかと思っています。

最後に、特定最賃の必要性に触れて終えたいと思います。やはり、他県、他産業との優位性は、これまでと同じように高めていかなければならないと思っていますし、それを踏まえて、前向きにインパクトのある水準を導き出すことが将来にわたって不可欠だと思っています。経営者の皆さんにとっては影響を与えるというのは理解していますが、そういうことを踏まえながら、いま、やっておかなければ将来苦勞する。企業として発展していかないということを見据えた上で、本専門部会で議論できればと思っています。

よろしく願いいたします。以上です。

## 東委員

淀川製鋼所労働組合で委員長をしております東と申します。

引き続きよろしく願いいたします。早速ですが、意見を述べさせていただきますと思います。

私が所属しております淀川製鋼所呉工場は、製鉄業の部類ではありますが、JFEや日本製鉄というような高炉メーカーから原料となるコイルを購入し、それを二次加工することで、主力のメッキ鋼板、カラー鋼板を製造し、最終製品としては、物置とかエクステリア製品や壁とか屋根材の加工販売をしております。

状況的には、昨年と同様にまだまだ原材料の高騰でありますとか、電気代等の値上げがあり、また、輸出製品がことごとく落ち込むなど、現在大変苦しい状況になっております。

その中で、従業員としましては、年代を追うごとに減少し、現在は、若年者の入社が一人から二人という状況で、定年延長の実施を行ったり、中途採用を試しておりますが、人材を集めるということに関して、まだまだ大変苦勞しております。鉄鋼界というのは、工場が、騒音がうるさく、粉じんが舞い、高温な作業環境であると思い、二の足を踏んでしまうのだと思われます。また、三交代勤務ということもあり、夜勤が大変で、なかなか馴染めない環境でもあります。しかし、これからの会社の存続及び作業継承を考える上では、こういう状況の中でも働いていただける人材が必要となっております。

人材の確保もいろいろと対応しているのですが、労働力人口が減少する中でどの業者さんもそういう人材を一人でも取りたいと躍起になられる中で、製鉄業に関する魅力（不足）のせいか、集まらないのが現状です。特に、私がおります呉地域に関しては、大手の企業が撤退あるいは縮小という状況で、若年者は呉地域より他の地域へ出ていき、なかなか人材の確保が難しい状況となっております。その中でも明るい話では、先ほども話が出ましたが、春闘で会社側との相互理解もあり、賃金や休日的大幅増、労働時間の短縮等いろいろと諸施策に関して大きな権利を得ました。

また、我々の企業内最低賃金では、今回一気に100円増額して1,200円台ということで、かなり手ごたえを持っております。しかしながら、会社内外で淀鋼に協力いただいている協力会社の従業員と話しましても、なかなか同額の1,000円台以上の最賃とはならず、我々との大きな賃金格差が生じており、新たな従業員確保に関しては苦慮しているようでございます。

改めて、中小の組合がない企業に関しても魅力の一つである賃金を何とかしなくてはと、やはり最低賃金の押上げにより賃金全体の底上げが必要と思われます。協力会社に対しても同等な対価が必要と感じております。

以上、鉄鋼業としての最低賃金の優位性、必要性に関して述べさせていただきましたが、置かれた状況を御理解いただき、是非ともいま以上の他業種との

優位性を保つよう、御検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

### 佐崎委員

私の方からは、格差改善の観点で、先ほど東委員長からも春闘の話がありましたが、具体的な数字を述べさせていただき、意見させていただければと思います。まず、企業内最低賃金ですが、基幹労連の各加盟組合、昨年から厳しい状況は変わっていないにも関わらず、今年度取り組んだ結果、基幹労連全体の単純平均で、188,668 円、時間当たりの額で約 1,179 円という結果になっております。組織労働者の単純平均と比べて広島県の製鉄業の最賃額と比較しますと、115 円、月額にして約 18,000 円という差が現状出ているというところで。ちなみに基幹労連の鉄鋼の方ですと、143 組合の単純平均で昨年から時間額プラス 130 円ほど増額しているという状況です。次に賃金改善、賃上げの状況を申しますと、基幹労連ではそれぞれの企業規模間で集約をしておりますが、とりわけ 299 人以下の組合については今年度賃上げ率が 5.3%ということで、昨年と比較をしましたらプラス 3.52%上がっているというところです。それからその他の所得面で見ますと、一時金の関係では、それぞれの組合で取り組んだ結果、平均額としては年間約 139 万円で、昨年と比べますとプラス 3 万円増額になっているということです。そういった視点から、組織化している労働者の年間所得面では、昨年から大きく上がっており、県内の非正規、未組織労働者との所得格差は確実に広がっているという状況があります。今回の審議会の中で、何とか格差改善の観点からも、最低賃金の引上げをしていきたいと思っておりますので、真摯な議論をさせていただければと思います。それから基幹労連の中で最近言われているのが、製鉄業とかもの作り産業というのは（従来は）3K職場ということで、危険、汚い、きつい、いまは、新3K職場ということで、休暇が取れて、給与も良くて、希望が持てると、そういう職場環境を作らないとなかなか人が集まってこないという思いを持ちながら、それぞれ取組を強化しているところもあります。そういった視点でもこれから最低賃金も考えていかなくはいけないのかなと思っております。

労側からの意見は以上です。

### 三井部会長

はい、ありがとうございます。ただいま3人の労側委員から御発言をいただきましたが、今度次に使側からお願いします。

### 長谷川委員

まず、私の方から基本的な考え方についてお話をさせていただいて、その後業界代表の方からお話をいただければと思っております。

現在の経済情勢、製鉄に関しては先行きが難しい状況になってきていると認識しています。日銀の短観は10月1日に出てくると思いますが、それにつきましては、前回と比べてほぼ横ばいになる見通しです。歴史的な円安から少し円高方向に転じていることと、中国の景気減速自体が少し影響してくるとも言われています。中小、小規模事業者の製鉄業の景況調査は我々も行っていますが、前期に比べると原材料の仕入れ単価というのは当然上昇している一方で、売上とか、採算とか、資金繰りについては、15ポイントから30ポイント減少という形で、非常に厳しい先行き、見通しというようなデータが来ております。最低賃金審議会の本審でも御発言をさせていただいたのですが、やはり政府自体が賃上げの原資となるものを出していかないと、通常利益を上げて賃上げをするという実態はないので、そういった意味では、補助金自体のハードルを下げる。あるいは、迅速な支給をするといったところも必要ですし、価格転嫁が出来るような体制の構築をしていかないと、非常に厳しい状況です。

また、社会問題になっている年収の壁自体の抜本的な改革をしないと人手不足は改善をしていかないと認識しています。賃上げにつきましては、価格転嫁が必須ということでございます。関係者の御努力によって改善はしています。ただ一方で、改善したとしても、労働局からいただいている資料から見ても価格転嫁率、原材料、仕入れについても改善しても49%です、半分まで行っていない。特に労務費についての価格転嫁率は改善しても30%という実態、そうした中で利益が出ない中で従業員に対する処遇という形で賃上げはしていますが、さすがに厳しいというのが実態かと考えております。最低賃金が今回上がりましたが、だから当たり前に特定最賃も上げることについては、現場とは少しかけ離れた状況かと思っています。経営体質が脆弱なので、ギリギリの企業経営をやって何とか存続して地域の雇用を守るといった状況が続いていると思っております。賃金を決める場合は、確かに色んな要素を考えなくてはならないと思いますが、支払能力自体も法律で書いてあります。現実の状況を直視して判断していただければと思っています。また、今年の最低賃金50円と過去最大で来ていますので既に大きな負担を強いられているなど思っています。一方で、労働者代表委員の方々、公益代表委員の方々からの意見につきましては、真摯に向き合いながら、審議を進めていきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 安田委員

JFEスチールの状況をお話させていただきたいと思います。

先ほど奥信委員からもお話しがありましたので、鉄鋼の需要とか生産量とか、そういったところについては、ポイントだけにさせていただきます。

国内鉄鋼生産量につきましては、8,600万t、700万t程度ということで先ほどありましたとおり、数年前、5,6年前に遡りますと1億t作っていましたが、急減しているという状況です。当社も高炉1基止めましたし、日本製鉄さんも複数の高炉を止めるということで、事業規模自体が小さくなっていつている。このような状況かと思っております。経済環境とか需要の動向につきましても、先ほどそれぞれにお話がありましたが、国内の実質経済成長率は、非常に今年は低成長ということです。物価の高騰、労働力不足、私どものお客様の自動車向けも、認証問題等の影響もあり、なかなか量が出てこないという状況もありました。建設関係も、金利の上昇とか需要の先送りが見られているところもありますので、なかなか先の見通しが立ちづらいという国内の情勢です。

世界経済につきましても、我々半分くらい、四十数パーセント海外に輸出をしておりますけど、中国の不況、これがやはり大きく影を落としておりまして、中国は鉄鋼生産量非常に高い状況が続く、たくさん輸出をしておりますので、海外市況が低迷して我々自体の収益が上がりにくい、そういう状況が続いているというところです。そういう状況を踏まえまして、我々のJFEスチールの収益の状況を御紹介させていただきますと、何とか黒字を確保させていただいてまして、今年度の収益はプラス1,650億円という状況ですが、実は数か月前の前の見通しから400億円の下方修正をしております。急激に収益環境が悪くなっているという状況でして、21年度収益は高かったのですが、そこからしますと半減という状況です。非常に先の見通しというのは、危うくなっていると感じております。先ほど来から採用環境とか、そういった話がございました。先ほど御紹介ありましたとおり、今年の春闘では3万円にベアで他業種と比較して大きく引上げをさせていただきましたが、状況としましては、23年の春闘で他業種の賃金の引上げ額と比較して非常に少なかったものですから、その分をある意味取り返す分も含めての3万円ということです。足元ちょうど高校生の採用をやっておりますけど、賃上げの特に初任給の引上げに伴ってプラスの効果は出ていると感じていますが、どこからの生徒さんが増えているかというと、県内中心です。県内についてはなかなか改善する兆しが無いという状況です。労働条件で人を引っ張ってくるということだけではなかなか難しいと実感しています。それから、退職の行先、転職先につきましても、Uターンが非常に多くなっています。家庭事情とかプライベートの充実とかそういったところを理由に地元に戻られるというのが多くありますし、それから、転職先は7割ぐらいが中小企業となっていますので、どちらかというと、

働く意識、そういったところの価値観の部分が、影響しているのかと感じております。先ほど佐崎委員からも話がありましたが、私も同感だなと思ったのが、賃金額というよりは、例えば労務費にお金を掛けるにしても、休日の増とか、あるいは働き易さというワードであれば、作業改善、自動化、DX投資など、そういう設備投資にかかる部分というのが重要視されてくるのかと、思っておりますので、設備投資とのバランスというところをしっかりと見極めて、賃金の上げ方というのを考えていかなければいけないと、このように考えております。

以上でございます。

### 三井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今労使双方から、現状認識及び特定最賃の改定審議に当たっての御意見等が表明されました。

各側の意見表明を踏まえまして、質疑応答等ございましたら、お願いしたいと思います。

労側何か今の使側の発言に対して何かございませんか。

### 佐崎委員

ございません。

### 三井部会長

使側ございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑応答これでいいということでありまして、本日金額提示は具体的な形で可能ですか。

労側いかがですか。

### 佐崎委員

はい、金額提示させていただきます。

### 三井部会長

使側いかがですか。

### 長谷川委員

今日は考えておりません。

### 三井部会長

とりあえず、労側お願いいたします。

### 佐崎委員

はい、金額提示させていただきたいと思います。

色々考えたのですが、やはり、地賃との対比率は昨年以上に上げたいというのは本音のところではあるのですが、やはり、県内の中小・零細企業の取り巻く環境は依然として厳しいというところもお聞きしておりますので、そういった点で、去年の県最賃が 970 円、それから鉄鋼の最賃が 1,064 円で、その対比率、1.1 になるのですが、そこを根拠に金額の方につきましては、プラスの 58 円で 1,122 円ここを金額提示させていただければと思います。

よろしくお願いします。

### 三井部会長

はい、ありがとうございました。

今労側から金額提示ございました。

これを受けまして、使側何か御意見ありますか。

### 長谷川委員

率直に言うと中々厳しい数字だなと思います。

### 三井部会長

なかなか労使隔たりがあろうかと思いますが、本日のところは、一応厳しいという御発言のみで、使側から具体的な金額提示はございません。これ以上本日審議を続けましても、進展はないものと思いますので、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

### 重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、今回は、10 月 17 日、火曜日、10 時から 3 号館 1 階 15 号会議室での開催を予定しております。その次は 10 月 24 日木曜日、9 時の予定となっております。

なおですね、今日開催の御案内の準備をさせていただきましたので、この場で配付させていただいてよろしいでしょうか。

三井部会長

お願いします。

三井部会長

それでは、次の開催は、10月17日、火曜日、10時00分から、3号館1階15号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく、お願いします。そのほか、労使何かございますか。

(発言なし)

三井部会長

事務局からは、いかがですか。

檀上室長

ございません。

三井部会長

今回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。

皆様、暑い中御苦勞様でした。